

県営住宅入居者募集

入居可能日

平成26年7月1日④

入居資格

現在住宅に困っており、親族と入居する予定の人または単身の高齢者や障害のある人

※収入制限があります。

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページをご覧ください。

申込締切

4月15日④

申込方法

所定の申込用紙に記入のうえ郵送

申込用紙・募集案内配布場所

県住宅供給公社（前橋市紅雲町）、県土木事務所、役場財務課財政室

問合せ先

県住宅供給公社

☎027・223・5811

FAX027・223・9808

「酒類販売管理協力員」募集

スーパー、コンビニエンスストア、酒販店などのお酒を販売している場所では、未成年者飲酒防止のための表示を行うことなどが法律で定められています。

関東信越国税局では、買い物などの機会を利用して、お酒の陳列場所の未成年者飲酒

防止のための表示状況やお酒の販売価格などを確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を募集します。応募方法などの詳細につきましては、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> をご覧ください。

問合せ先

前橋税務署 酒類指導官

☎027・224・4498

スキルアップセミナー5月

精密測定基礎知識

精密測定の基礎知識を習得したい人

期日

5月13日④～16日⑤

時間

午後2時～5時15分

受講料

9,600円

定員

10人

応募締切

4月22日④

対象者

新人社員や初心者で品質管理の基礎を習得したい人

期日

5月27日④～30日⑤

時間

午後2時～5時15分

受講料

9,600円

定員

10人

応募締切

4月22日④

対象者

新人社員や初心者で品質管理の基礎を習得したい人

期日

5月27日④～30日⑤

時間

午後2時～5時15分

受講料

9,600円

定員

10人

応募締切

5月7日④

備考

指定したテキスト持参

申込・問合せ先

群馬県立前橋産業技術専門校

スキルアップセミナー担当

☎027・230・2211

<http://www.matech.ac.jp>

県森林学習センター

（渋川市伊香保町）の催し

親子 森であそぼう森で学ぼう教室「森林・大好き」

期日

4月19日④

時間

午前10時～午後3時

対象

小学生とその保護者

内容

春の森で、自然の素材を使った工作やゲームを楽しみます

定員

45人（先着順）

費用

無料

申込開始日

4月4日⑤

申込先

県庁緑化推進課

☎027・226・3272

森林観察会

期日 4月26日④

時間 午前9時30分～11時30分

内容

早春の「憩の森」を散策しながら、サクラやキブシなど樹木の花を中心に観察と解説をします

費用

無料

当日

直接会場にお越しください。

問合せ先

県森林学習センター

☎0279・72・3220

協会けんぽから

26年度

介護保険料率が

変わります

（健康保険料率は据え置き）

平成26年3月分（4月納付分）からの保険料率は次の通りです。

◇健康保険料率（群馬支部）

9.95%↓据え置き

◇介護保険料率（全国共通）

1.55%↓1.72%

●40～64歳までの人は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

問合せ先

全国健康保険協会群馬支部（協会けんぽ）

☎027・219・2100

正しい使い方4カ条

①受診のときは毎回必ず保険証を提示しましょう

②退職した場合・扶養家族でなくなった場合は保険証を返却しましょう

③仕事・通勤途中のケガや病気には、保険証は使用できません

④交通事故によるケガなどで保険証を使用する際は、届出が必要です

春の全国

交通安全運動

4月6日④～15日④

4月10日④は全国の「交通事故死ゼロを目指す日」

記録の残る昭和43年以降、毎日交通事故が発生しています。

そこで平成20年から、交通安全に対する国民の意識を高め、交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、交通事故死傷者の減少につなげるため、「交通事故死ゼロを目指す日」を制定しています。

年間スローガン
事故のない
群馬はあなたの
注意から

サスローガン
ゆずりあう
あなたのマナーが
事故減らす

あなたのマナーが
事故減らす

農地を転用する時は、 農地法の許可が必要です。

農地を農地以外に転換する行為を農地転用といいます。

農地を農地以外（住宅、庭用地、店舗、資材置き場、駐車場など）に利用するときには、農地転用許可が必要です。

一度、農地転用すると元に戻すことは原則できません。そのため、無計画な転用にならないように適切に行う必要があります。

町農業委員会では、農地の無断転用や荒廃、乱開発を防ぎ、優良農地を確保する役割が重要であるという観点から農地パトリールを実施しています。

農業委員が車で町内を巡回し、遊休農地の確認、調査、無断転用の早期発見、転用許可後の転用目的使用状況などの調査・確認を実施し、違反者に対しては原状回復命令などの是正指導を行います。

▼問合せ先

産業建設課 農業委員会事務局
☎26・2280（直通）

違反転用

許可を受けずに農地転用・農地改良を行った、許可目的どおりに利用しないなどの場合、工事の中止や工作物の撤去を命ずるなどの措置をとることがあります。また、厳しい罰則（3年以下の懲役または300万円（法人1億円）以下の罰金）の適用もあります。

農地の盛土

建設残土などを利用し、農地を盛土する場合には一時転用の許可が必要です。

他の法令との調整

農地転用には、農振法（除外）、都市計画法（開発）などが関連しています。関連する他法令の許可が得られない場合には農地転用の許可は行われません。

相続による農地取得

相続などにより農地を取得した場合は、農業委員会に届出が必要で、また、取得した農地を耕作できない場合には、農業委員会にご相談ください。

各種相談会

無料法律・行政・人権相談

期 4月10日(木) 5月8日(木)

時 午後1:30～3:30

場 老人福祉センター

※法律相談は4時まで要予約

▶問合せ先

☎社会福祉協議会 ☎54-3930

☎総務政策課庶務行政室 ☎26-2240(直通)

☎健康福祉課福祉室 ☎26-2247(直通)

無料法律相談（隣保館）

期 4月24日(木)

時 午後7:00～

員 弁護士

問 隣保館 ☎54-4692

農地農政相談

期 5月2日(金)

時 午後1時30分～3時30分

場 役場2階第1会議室

員 農業委員

問 産業建設課農業委員会事務局

☎26-2280(直通)

魅力ある言葉“手話”を学びませんか

あいさつや自己紹介程度の手話技術を習得した
「手話奉仕員」を養成するための講座を開催します。

- 参加対象者 手話に関心があり、初めて学ぶ人
全日程を受講できる人
- 受講料 無料(テキスト代1,200円は実費負担)
- 日時 5月13日(火)～10月28日(火)
毎週火曜日の午後1:30～3:30 全23回
- 会場 老人福祉センター(いこいの家八幡)会議室
- 定員 30人(定員を超えた場合は選考)
- 申込方法 往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号・
手話経験の有無を記入のうえ郵送
- 申込締切 4月25日(金)必着
- 申込・問合せ先 社会福祉協議会 ☎54-3930
〒370-3604
吉岡町南下 1333-4
「手話奉仕員養成講座(入門課程)」宛

協力 渋川市聴覚障害者福祉協会

ご利用
ください

無料法律相談

毎月第2木曜日
午後1時30分～午後4時
(1人30分)

近年、法律に関する相談が急増しています。社会福祉協議会では、少しでも町民の皆様が安心して生活していただけるように、弁護士による法律相談を無料で実施しています。

困ったことや専門家に相談したいことがありましたら、ぜひご利用ください。

場 所 老人福祉センター 相談員 群馬弁護士会 弁護士
定 員 1日につき5人までの予約制。事前に予約をお願いします。

予約・問合せ先 社会福祉協議会 ☎54-3930